

母子寮および父子寮に関する研究
—ひとり親家庭に対する施策の変遷について—

皇學館大学 上野文枝 (7183)

キーワード3つ：母子寮、父子寮、ひとり親家庭

1. 研究目的

明治期に開設された母子寮は、児童福祉法に規定された児童福祉施設であり、1998年以降母子生活支援施設と改称され、今日に至っている。一方、父子寮については、これまでに法律上の規定はされていないが、昭和の一時期に東京都内に数箇所が存在していた。

母子家庭ならびに父子家庭については、現在、ひとり親家庭という呼称が一般的に用いられるようになり、女親もしくは男親が一人で子どもを養育する家庭として、種々の支援が法律上も整備されてきている。しかし、入所して支援を受けられる形のもの、母子家庭にはあるが父子家庭にはない。母子生活支援施設のような世帯で入所可能な施設は世界でも類を見ないものであり、日本の母子福祉施策上でも特徴的なものである。一方で、父子寮は必要性が指摘されながら法的位置づけがなされることはなく、資料もあまり残されていないため実態はほとんど知られていない。

本研究では、母子寮と父子寮の存在意義と施策が時代背景の中でどのように変遷してきたのか、特に父子寮の存在に注目しながら今日のひとり親家庭支援につながる点を中心に考察する。

2. 研究の視点および方法

母子寮ならびに父子寮が時代の情勢の中で、福祉施策上どのような状況に置かれていたかについて、先行研究と当時の資料を基に文献研究を行った。

母子寮の歴史については、福島(2000)が明治期から第二次世界大戦後までの歴史を調査している。また、本田(1986)は母子寮の「かけこみ寺」としての役割について先駆的取り組みをした母子寮について、調査研究を行った。戦前戦後期の母子寮の状況については副田(1985)が研究ノートの形で示している。戦後から現在においては、先行研究を元に母子寮から母子生活支援施設への移行を踏まえて時代的変遷を調査した。

一方、父子寮については、「東京都福祉事業協会七十五年史」に戦前の父子寮の状況が記されており、それを基にした先行研究として松本(1997)、渡部(2010)があるが、戦後についての研究は見当たらないため、父子寮の現地取材を行った雑誌記事等を基に父子寮の状況を調べた。

3. 倫理的配慮

研究においては、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に則って行動する。研究に用いる資料は原典にあたり、孫引きは行わない。また、研究発表を行うにあたり、先行論文などの業績を踏まえ、先行文献の引用、出典を明記するとともに、当日の配布資料にも明示

する。

4. 研究結果

母子寮は、明治期の奥浦村慈恵院が最初とされ、大正期には二葉幼稚園に付帯して母の家が作られた。孤貧児の保護や貧困家庭の子どもの施設を運用する中で、路頭に迷う母子家庭の救済を理由としていた。1919年の内務省救済事業調査会に提案された児童保護施設要綱に母子扶助の法制度が急務とされており、日本における母子保護制度が公になった最初であるとされる。また、大正から昭和初期には、米騒動や関東大震災、金融恐慌などにより、経済不安が全国に蔓延し、生活困窮による母子家庭の心中が急増した。その対策として1937年に母子扶助法が制定され、母子寮が規定された。同時期に軍事扶助法による母子寮もあり、母子寮は救護法と合わせて根拠法が一定ではなかった。一方、父子寮は、1931年以降、都内3か所に社会事業法を根拠として設置された。昭和恐慌による失業が父子家庭を困難な状況に追いやり、看過できない状況になったことによる。父子寮では、子連れ浮浪者の増加に対して、住宅提供と保育、就労支援を行うとともに子どもには就学を奨励した。父子寮はその後統合や空襲のために消失し、再建されることはなかった。

戦後、母子寮は児童福祉法に規定され、高度経済成長期の1959年の652か所を最大数として徐々に減少しているが、DV被害母子の入所割合が高くなっており、必要性は高い。一方、父子寮は東京都における子連れ浮浪者を収容するための更生保護施設として、生活保護法による分類保護の形で存在していた時期がある。1957年に塩崎壮が設置され、1960年に宿所提供施設に移行し、次第に父子寮というより様々な家族形態が利用するようになった。1980年には社会福祉事業法による東京都宿泊所として深川父子寮が開設されている。いずれも1990年代には父子保護という特定の施設は見当たらなくなっている。父子寮は母子寮のように法的根拠が明確化されたことはなかった。

5. 考察

父子保護事業は必要性があるとされながらも、法的な位置づけがされてこなかった。その背景には、乳児院や養護施設（現・児童養護施設）があれば対応が可能であるとされた経緯がある。母子家庭の生活困窮に対しては児童健全育成の視点から児童福祉法に母子寮、母子生活支援施設として位置づけられた。父子保護については、戦前の3ホームの意義は認められながらも、子育ては母親の役割という社会通念により父子家庭問題は表面にあらわれにくかったとされている（東京都福祉事業協会七十五年史）。

2002年、母子家庭等自立支援対策大綱が出されて以降、母子家庭に対する自立支援策が講じられてきた。父子家庭支援についてもこれ以降、母子家庭に準ずる形で法律の適用がなされるようになってきた。父子寮が必要とされた時代から時間はかかったが、女親や男親という性別によらない、ひとり親が子どもとともに自立した生活が可能となるための施策は、今後とも検討していく必要がある。父子寮は時代の一時期の問題ではなく、現在にも通じる課題を含んでいると言えるだろう。